

不登校未然防止基本方針

I はじめに

1 基本的な考え方

(1) 不登校の定義

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と文部科学省の調査では示されている。

(2) 不登校児童に対する支援の基本的な姿勢

不登校とは、多様な要因・背景によって、児童が「結果として不登校状態になっている」ということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。不登校は、その要因や背景が多様・複雑であることから、教育の観点だけで捉えて対応することが難しい場合があるが、一方で、児童に対して教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うことが必要である。学校・家庭・社会が共感的理解と受容の姿勢をもち、不登校の児童に寄り添うことで、児童の自己肯定

感を高めることが重要である。また、周囲の大人との信頼関係を構築する過程が児童の社会性や人間性を伸長させ、結果として児童の社会的自立につながることを期待される。全ての児童が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、学校における環境の確保が図られるようにするとともに、個々の不登校の児童の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることが重要である。

(3) 「未然防止」や「早期支援」の重要性

児童によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的な自立へのリスクも存在する。そのため、新たな不登校を生まないように、全ての児童が学校（学年・学級）を魅力ある場所と感じられるようにする「未然防止」の取組を進めることが必要である。

また、児童が支援を求めているにもかかわらず、適切な支援が行われなため、不登校が長期化することも考えられる。不登校の予兆への対応を含めた早期の段階から組織的・計画的な支援が必要である。

* 「不登校を減らすための取組」と言うと、「学校に復帰させる取組」と連想しがちになるが、不登校児童への支援に当たっては、必ずしも学校復帰が好ましい選択肢ではない状況の児童もいる。

2 長期欠席の理由分類

長期欠席とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した者

- ・ 「病気」・・・心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養のため
- ・ 「経済的理由」・・・家計が苦しくて教育費が出せないため・児童が働いているため
- ・ 「不登校」・・・心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景による
- ・ 「その他」・・・上記の3つに該当しない理由

3 不登校の具体例

＜学校生活上の影響＞ ○いやがらせをする児童の存在 ○教師との人間関係 ○生活リズムが整わない	＜あそび・非行＞ ○遊ぶため ○非行グループに入っている
＜不安などの情緒的混乱＞ ○登校意思はあるが身体不調を訴える ○漠然とした不安を訴える	＜無気力＞ ○無気力でなんとなく登校しない ○登校しないことへの罪悪感が少ない ○登校するが、長続きしない
＜意図的な拒否＞ ○学校に行く意義を認めない ○自分の好きな方向を選んでいる	＜複合＞ ○不登校の他の具体例と複合

4 「その他」の具体例

- (ア) ・ 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心
 - ・ 家族の介護、家事手伝い
 - ・ 家庭環境による影響（養育も含む）
- (イ) ・ 外国での長期滞在
 - ・ 国内・外への旅行等のため
- (ウ) ・ 連絡先が不明（1年間にわたり居所不明であったものを除く）
- (エ) ・ 欠席理由が2つ以上ある（例えば、「病気」と「不登校」など）

II 不登校児童の「未然防止」について

1 「未然防止」の視点

(1) 不登校にならない魅力ある学校づくり

不登校の未然防止のためには、魅力ある学校づくりを進める中で、児童一人一人の自己肯定感を高めることが必要である。

《魅力ある学校づくり》

- ◇ 学ぶ意欲を育て、基礎的・基本的な学力の定着を図る学校
 - 様々な体験活動や多様な人材の協力等を通して、自分の生き方や将来への夢・目的意識について考えるきっかけを与える取組を行う。
 - 理解の状況や習熟の程度に応じた「できる楽しさ」「分かる楽しさ」「認められる楽しさ」を味わわせる授業を実施するとともに、補充指導の充実等を図る。
- ◇ 発達段階に応じた配慮をする学校
 - 入学・進級・転入時、きめ細かに対応し、不安の解消を図る。
 - 小中連携を一層推進する。
 - 適正な就学を図る。
- ◇ 安心して通うことができる学校
 - いじめや暴力行為を許さない、問題行動へ毅然と対応する。
 - 教職員による体罰等の人権侵害は絶対に行ってはならない。
- ◇ 「心の居場所」「絆づくりの場」としての学校
 - 児童が、自己存在感を実感し、充実感を得られるようにする。
 - 多様な関わりを通して、社会性を身に付けさせる。
 - 学校生活の基盤となる人間関係を形成し、学校における居場所作りができるよう、学級活動、児童会・児童会活動、学校行事等の特別活動の充実を図る。

(2) 心のサインを見落とさない

日頃から深めている児童理解を生かし、児童一人一人の学校生活全般の様子、心身の健康状態、不安・戸惑い・悩み等の把握に努める。

《児童の悩み・不安の把握》

- 挨拶や会話の際の反応
- 毎朝の健康観察
- 学級活動や学校行事への取組みの様子
- 昼食時や休み時間の過ごし方
- 「心のアンケート」・教育相談
- 作文・日記・ノート・作品

2 「未然防止」の取組

(1) 「居場所づくり」、「きずなづくり」とは

先生方は、日々、児童にとって「魅力ある学校・学級づくり」を目指して教育活動に取り組んでいることでしょう。その願いや思いをより実現させる取組の一つとして、教職員による「居場所づくり」と児童自身による「きずなづくり」を意識した教育活動が挙げられる。

居場所づくり・・・教職員が主導して、学校や学級を全ての児童にとっても落ち着ける場所にする
こと。

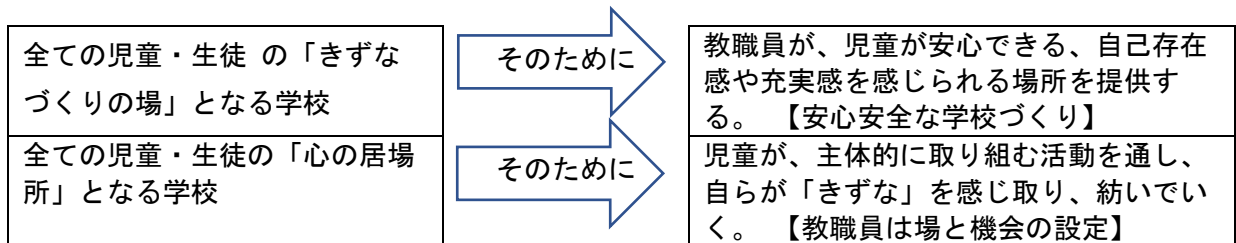
きずなづくり・・・児童が主体となり、日々の授業や行事などで、全員が活躍し、互いが認められる場や機会があること。

(教職員の役割は場と機会の設定)

(2) 「居場所づくり」から「きずなづくり」へ

児童が互いの良さを認め合い、自分たちで横のつながりを紡ぐことができるような学校・学級をつくるためには、まず、教職員が「安心・安全な環境」（児童が安心して生活でき、自己存在感や充実感を感じられる場）を整えることが大切である。次に、意図的、計画的に「児童が主体的に取り組む場」を設定する。

教職員が児童に代わって「きずなづくり」を進めたり、お手本を示して児童・児童にまねをするよう促したりするのではなく、児童主体の「きずなづくり」ができるような「場」や「機会」を設定し、「自発的な思いや行動」が湧き上がるような取組を行うことが重要である。



(3) 「居場所づくり」において教員が配慮すべきこと

集団における「居場所づくり」のためには、まず、児童の全体像を把握し、その後、一人一人の児童の様子について確認していくことが重要である。

〈担任と児童との信頼関係づくり〉

担任に対する第一印象や初期の印象は、児童にとってその後の言動の受け止め方を方向付け、長期的な関係に影響を与える。「担任は信じられる、頼れる存在である」と感じられるような働き掛けを、児童だけでなく保護者に対しても年度始めには特に意識的に行う。

- 担任から声を掛けて、気軽に話せる関係をつくる。
- 児童からの相談には、親身になって丁寧に対応する。
- 「いじめなどに対しては、毅然とした態度で対応する」ということを伝える。
- 日頃から連絡帳や電話連絡を通して児童の良い面や行動について保護者に伝える。

〈居場所づくり〉

児童にとって、安心・安全なクラスにする。

- 楽しみながらお互いを知ることができるような自己紹介の場を企画する。

- 学級や学年単位で体験活動やレクリエーションなどを行い、児童同士の人間関係づくりが行える場を設定する。
- いじめや暴力行為につながるからかい・ふざけ等には、毅然とした態度で注意する。

(4) 「きずなづくり」において教員が配慮すべきこと

全ての児童が学校を安心感のもてる居場所であると実感できるような、魅力ある学校づくりは教職員の願いである。教職員は、日常の教育活動全てにおいて、その実現のため取り組んでいる。しかし、残念ながら児童の中には、不登校等の状態が生じる者もいる。日頃の学校づくり、学級づくりに関する教職員の思いや願いは、全ての児童に伝わっているかどうかを振り返り、更に改善できる点はないかという視点で取組の方向性を再確認する必要がある。その際、集団へのアセスメントとして、「意識調査」などを活用した点検の導入が効果的である。



雄武小学校

学校教育目標

〰〰〰総括目標〰〰〰

夢と希望をいだし

未来を築こう

おうむつ子

一、思いやりのある子

一、ねばり強い子

一、元気いっぱいの子

一、進んで考える子

平成十二年三月制定